

平塚市監査委員	能 勢 祐 二
同	城 田 孝 子
同	出 村 光
同	上 野 仁 志

監査の結果について（公表）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づく監査を平塚市監査基準（令和2年4月1日施行。以下「基準」という。）に準拠して実施したので、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり公表します。

記

1 監査の種類及び対象部課

下記の監査対象課の所管に属する令和7年度の財務監査

健康・こども部	健康課、保険年金課
環境部	環境保全課

2 監査の実施期間

令和8年5月13日から6月29日まで

3 監査の方法及び監査項目

基準第2条第1項第1号に基づき、財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確で、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めているかを主眼として、監査対象を抽出し、書面調査等を実施するとともに、関係職員に説明を求めた。

監査項目

- （1）事務事業及び管理運営事項
- （2）収入事務
- （3）支出事務
 - 契約事務、補助金等の事務
- （4）財産の管理事務
- （5）庶務その他事務

4 監査の結果

基準に準拠して監査した限りにおいての結果は次のとおりである。

健康・こども部

(1) 健康課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、「風しん予防接種事業費補助金」及び「母子保健衛生費県費補助金」に係る調定手続きについて、補助金交付決定後、直ちに行われていなかった。

収入事務において、「風しん予防接種事業費補助金」の受け入れにあたり、本来は納付書によるべきところ、誤って納入通知書を発行していた。

支出事務において、健康増進事業の「日本脳炎予防接種に係る委託料」及び予防接種事業の「HPVワクチン接種に係る委託料」の返金について、戻入先の費目を誤って処理していた。

契約事務において、保健衛生庶務事業の「健康管理システム保守委託」における第三者への再委託承認手続きが行われていなかった。

契約事務において、母子保健事業の「各種健康診査委託」、健康増進事業の「各種検診等委託」及び予防接種事業の「各種予防接種委託」について、個人情報取扱特記事項における受託者からの各種報告を免除する特例措置を講じる場合、その旨を契約書に書面添付する必要があったが、添付されていなかった。また、個人情報取扱特記事項に定められた個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、受注者からの書面による報告漏れが多数見られた。

契約事務において、地域保健・健康づくり事業の「健康推進員の活動に関する委託」契約に係る個人情報取扱特記事項に定められた個人情報を取り扱う場所について、受注者からの書面による報告漏れがあった。

関係法令等及び契約書に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・備品の管理状況については、良好であると認められた。
- ・土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
保健センター	良好に管理されていた。

(2) 保険年金課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

契約事務において、国民健康保険事業特別会計の国民健康保険特定健康診査等事業の「特定健康診査等及び特定保健指導等」と後期高齢者医療事業特別会計の健康診査等事業の「後期高齢者健康診査のお知らせ作成等業務委託」契約に係る個人情報取扱特記事項に定められた個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、受注者からの書面による報告漏れが複数件あった。

契約事務において、介護保険事業特別会計の一般介護予防事業の「フレイル予防の

普及啓発及び個別相談事業に係る業務委託」契約に係る個人情報取扱特記事項の添付漏れに加え、個人情報を取り扱う場所並びに責任者及び従事する者について、受注者からの書面による報告漏れがあった。

関係法令等及び契約書に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい。

イ 備品の管理状況については、良好であると認められた。

環境部

(1) 環境保全課

ア 財務に関する事務の執行について、次の指摘事項については適切に対処されたい。

○ 指摘事項

収入事務において、「野良猫支援のための指定寄附金」の受け入れにあたり、本来は納付書によるべきところ、誤って納入通知書を複数件発行していた。

平塚市財務規則に則り事務処理の方法を再度確認し、今後の事務執行に当たり適正な措置を講じられたい

イ 財産の管理事務については、次のとおりである。

- ・ 備品の管理状況については、良好であると認められた。
- ・ 土地、建物の管理状況については、次の表のとおりである。

施設名	監査結果
大気汚染自動測定局（旭）	良好に管理されていた。
大気汚染自動測定局（花水）	良好に管理されていた。
大気汚染自動測定局（神田）	良好に管理されていた。

以 上